砂糖の混合物 第 17.02 項

## ዹ 貨物概要

しょ糖 80%、グルコース(DE値 99)10%、及びデキストリン(DE値 7 ~ 9)10% を混合したもの。

D E 値 (Dextrose Equivalent 値): でん粉を加水分解して得られた物品のぶどう糖として表された還元糖の乾燥状態における含有割合

## → 分類

関税率表第 1702.90 号 - 5 - - A (統計番号 1702.90-521)のその他の糖類

## **→** 分類理由

DE値99のグルコースとDE値7~9のデキストリンの混合物は、DE値の高いマルトデキストリン(甘味料)と同等のものであることから、糖類の混合物(しょ糖とマルトデキストリンの混合物と同等のもの)として、上記のとおり分類されます。

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。 (具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)